

旧	新
<p>鯖江市地域公共交通活性化協議会 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (事務所)</p> <p>第2条 (略) (事業)</p> <p>第3条 協議会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通網形成計画および地域公共交通再編実施計画(以下「計画等」という。)の策定および変更の協議に関する事。</p> <p>(2) 計画等の実施に係る連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 計画等に位置づけられた事業の実施に関する事。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事。</p> <p>(5) <b>市営有償運送</b> の必要性および旅客から収受する対価に関する事。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第4条 (略) (会議)</p> <p>第5条 (略) (協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p>	<p>鯖江市地域公共交通活性化協議会 (趣旨)</p> <p>第1条 (略) (事務所)</p> <p>第2条 (略) (事業)</p> <p>第3条 協議会は、次の業務を行う。</p> <p>(1) 地域公共交通網形成計画および地域公共交通再編実施計画(以下「計画等」という。)の策定および変更の協議に関する事。</p> <p>(2) 計画等の実施に係る連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 計画等に位置づけられた事業の実施に関する事。</p> <p>(4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様、運賃・料金等に関する事。</p> <p>(5) <b>自家用有償旅客運送</b>の必要性および旅客から収受する対価に関する事。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事。</p> <p>(会長および副会長)</p> <p>第4条 (略) (会議)</p> <p>第5条 (略) (協議結果の取扱い)</p> <p>第6条 協議会で協議が調った事項については、協議会の委員はその協議結果を尊重しなければならない。</p>

旧	新
<p>2 道路運送法（昭和26年法律第183号）第9条第4項および道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条第2項に基づく証明は、別記様式によるものとする。</p> <p>3 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第7条～第14条（略）</p> <p>別記様式</p>	<p>2 道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第9条第4項および道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号。以下「規則」という。）第9条第2項に基づく証明は、様式第1号によるものとする。</p> <p>3 法第79条の2第2項、規則第51条の3第5号および第51条の11第2項第3号に基づく証明は、様式第2号によるものとする。</p> <p>4 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。</p> <p>第7条～第14条（略）</p> <p>様式第1号</p> <p>様式第2号（第6条第3項関係）</p> <p><u>附 則</u> <u>この規約は、令和元年10月 日から施行する。</u></p>